
まちづくり政策点検シート(政策別)

【平成30年1月9日ヒアリング用：第2部会】

企画政策部政策推進課

06 子育て・教育

◇ まちづくり政策点検シート ◇

部局名	健康福祉部	基本目標	未来のえべつを支える元気で情操豊かな子どもたちの育成をめざします
政策	06_子育て・教育	政策展開の方向性	子育て環境を充実させることにより、安心して子どもを産み育てられ、就業と子育ての両立もできるまちをつくります。 教育では、子どもたちが多様で変化の激しい社会を生き抜いていく力を養成することに主眼をおき、個性を尊重しつつ確かな学力の定着に努めます。安全で安心な教育環境の下で地域社会全体が連携し、次代を担う心身ともに健康な子どもたちを育てます。
施策名称	01 子育て環境の充実		

Plan(現総合計画の内容)

■ 主な施策の内容

取組の基本方針	展開項目
01 子育て環境の充実	(1)母子保健の充実 妊産婦、乳幼児の健康管理のため、健診や相談を通じて、母性の保護と子どもの健やかな成長を図ります。
	(2)地域子育て支援の充実 子育ての負担を軽減するため、子育てに関連する様々な情報の提供や相談のほか、乳幼児が自由に遊べる場の充実を図ります。また、配慮の必要な子育て家庭への支援の充実に努め、地域全体で子育てする環境づくりを進めます。
	(3)未就学期児童への支援 未就学期児童に良質な幼児教育や保育を受ける機会を提供し、仕事を持つ保護者には、安心して子どもを預け働けることができるよう、子ども・子育て支援を行います。
	(4)学齢期児童への支援 学齢期児童の健やかな成長のため、地域の人たちとの交流や子供の自主性を尊重した運営など、放課後活動の充実に努めます。
	(5)療育支援の充実 子どもの発達に関する相談や通所による支援など、早期から療育支援が受けられる体制の充実を図ります。

Do(現在までの取組)

■ 4年間(H26～H29)の主な取組(取り組んだ事業や仕組み化、組織化)

取組の基本方針	4年間(H26～H29)の主な取組
01 子育て環境の充実	(1)母子保健の充実 ・妊婦健診の受診率は97%、乳幼児健診の受診率は97～98%で推移しており、高い受診率を維持している。 ・H26からは乳幼児健診時に家族の生活習慣病予防の支援強化を図っている。 ・早期からの育児不安・負担の軽減を図るための支援を行っており、H28は946回個別支援を行った。
	(2)地域子育て支援の充実 ・子育てひろば「ぼこあぼこ」(H25.12～)は、子育て支援センターとして、通年で天候を気にせず利用できる親子の交流、あそびの場として、企画内容の充実、PR、口コミ等により市内外から多くの利用がある(H26～28 269,743人利用)。 ・よつば保育園内に子育て支援センター「ぼろっこ」を開設、地域に根ざした子育て支援を展開(H28～2,141人) ・子育て支援コーディネーターを配置(H27.7)、子育てサービス利用者支援事業を開始。拠点(2か所)、出張での相談対応、関係機関との連携により、相談件数が増加(月平均H27 約21件 H28 63.4件) ・子育てに関するサポートや情報提供の充実を目的として「えべつ子育てアプリ」を開始(H29.4) ・子どもの養育に不安のある家庭の相談等の対応を充実するため、家庭児童相談員兼母子自立支援員を増員(H29.4)
	(3)未就学期児童への支援 ・グループ型小規模保育施設の先行開設(子ども子育て支援新制度施行前の先行実施)(H26) ・低所得者層に配慮した保育料の負担軽減(H27保育料改定) ・よつば保育園の新設(H28.11)、民間の教育・保育施設、地域型保育施設等への施設整備支援等により保育に係る利用定員を279人拡大(H26～29) ⇒認定こども園への移行6園(保育園2園、幼稚園4園から)、地域型保育施設等新設7園
	(4)学齢期児童への支援 ・新たに開校した江別第一小学校内に、学校併設としては初めて放課後児童クラブ(公設民営)を開設(H28.11) ・第一小学校放課後児童クラブの開設や民間放課後児童クラブの定員増により全体で39名の定員増(H26～29) ・放課後児童支援員、補助員の人材確保を目的に、民間放課後児童クラブの運営費補助における処遇改善を実施(H28)
	(5)療育支援の充実 ・市内障がい児通所支援事業所や保健、福祉、教育機関等で構成する自立支援協議会子ども部会を立ち上げ(H26)、障がいのある児童への支援や連携体制の強化に向け、研修および協議の場を設置(隔月開催。H29年8月現在17回実施、延べ727人が参加) ・相談体制強化のため、相談支援専門員を3名増員(H27 1名、H28 2名) ・相談等により、延べ313名を療育機関へ紹介(H26～28)

Check(現在の評価)

取組の基本方針の達成度評価						達成度 ①～③
開始時点と現在の『成果』進捗 ※中間年(H30年度に向けた)達成見込み評価	①向上 ②維持 ③低下					①
計画期間の『活動』進捗 (方向性) ※中間年(H30年度に向けた)達成見込み評価	①方針どおり推進している。(課題なし・順調) ②総合計画策定後、方針に課題が生じている。 ③課題や環境変化により、取組が停滞している。					②
上記選択肢とした理由	<p>(成果状況) 妊婦健診、乳幼児健診の受診率は、高い受診率を維持しています。政策の成果指標である「子育て環境に満足している保護者の割合」は、初期値の44.6%から45.7%と1.1ポイント向上(上昇率2.5%)しています。</p> <p>(原因/活動指標) 出産前から育児不安・負担感軽減にむけた個別支援を行っているが、子育て世代包括支援センターでは、切れ目のない継続支援が求められることから、関係機関との連携強化を図る必要があります。</p> <p>子育て環境に満足していないと回答した保護者のうち、「就学前の幼児教育や保育サービスが不十分」の回答割合は、初期値(H26)17.8%から16.8%と1.0ポイント減少しており、保育の受け皿拡大の取組が評価されているものと思われます(H26～29 279人増)。一方で、女性の就労意欲や多様な保育ニーズの高まりとともに、保育の待機児童数は1歳児、3歳児を中心に増え続けており、特に0～2歳児を中心に定員を増やしてきたことにより、今後3歳児の定員が不足する可能性があり、さらなる待機児童解消対策が必要です(待機児童数H26.4 33人 H29.4 82人 ※潜在的待機含む)。</p> <p>また、子育て環境に満足していないと回答した保護者のうち、「就学してからの放課後児童会・児童クラブなどの保育サービスが不十分」の回答割合は、初期値(H26)31.5%から46.9%と、15.4ポイント増加しています。放課後児童クラブの利用定員は第一小学校放課後児童クラブの開設等により39名増加(H26 677人 H29 716人)していますが、待機が発生している校区もあり、未就学児の保育とともに、小学校就学後の放課後児童の預かりについてもニーズが高まっているものと思われます。</p>					
参考指標(施策展開方針計画書から転記)						
政策の成果指標	単位	(初期値)	H26年度	H27年度	H28年度	初期値伸率 H28時点
子育て環境が充実していると思う保護者の割合	%	44.6	39.2	43.2	45.7	2.5%
教育施策に満足している保護者の割合	%	78.0	84.1	83.3	89.8	15.1%
「生きる力」が身についた児童・生徒の割合	%	77.6	76.6	75.8		
各部が所管する個別計画または重点事業の進捗状況(担当部はW列参照)						
「江別市子ども・子育て支援事業計画」 保育所等(保育所・認定こども園・小規模保育施設)定員数	人	990	1,076	1,172	1,220	23.2%

Act(後期計画への見直し)

■環境変化

(1) 法改正 (法律名と施行年と主な内容)		
法律・政令等名称	施行年	内容・影響
待機児童解消加速化プラン	H25	平成29年度末までに保育の待機児童0を目標として5年間で50万人分の保育所などの受け皿整備等を中心とした政府計画
子ども子育て支援新制度	H27	「子ども・子育て支援法」「認定こども園法一部改正」「子ども子育て支援法等の一部改正に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども子育て関連三法に基づく幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく制度
発達障害者支援法改正	H28	発達障害への理解の促進、生活全般にわたる支援の促進、関係機関の協力体制整備等
母子保健法改正、児童福祉法改正	H29	妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センター(法律名:母子健康包括支援センター)を法律に位置付け、平成32年度までに全国展開(市町村の努力義務)
児童福祉法改正	H29	専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点「市区町村子ども家庭支援拠点」の整備(市町村の努力義務)、児童相談所から市町村への事案送致等について規定
子育て安心プラン	H29	平成32年度末までに保育の待機児童0を目標として3年間で22万人分の保育所などの受け皿整備等を中心とした(平成33～34年度でさらに10万人分を上積み)政府計画 ※待機児童解消加速化プランの後継計画

(2) 法改正以外の道、市、市民等の動向(箇条書き)

- ・H29より道で不育症治療費助成事業の開始
- ・地域あそびのひろば事業における担い手の不足
- ・女性の就労意欲の高まりによる保育の待機児童数の増加(特に1歳、3歳児定員の不足、待機中の児童の保護者へのフォロー強化の必要等)
- ・多様な保育ニーズの高まり(一時預り事業の利用増等)
- ・女性の就労意欲の高まりに伴い、校区により放課後児童クラブにおける待機児童が発生
- ・夫婦間のDVを子どもが目撃する心理的虐待の増加など、児童虐待の相談、通告事案が増加
- ・地域支援体制構築を目的とした児童発達支援センター(児童福祉法)の専門機能を強化し、地域における中核的施設としての要請(北海道が設置する協議会に委員として参加)
- ・市内障害児通所事業所数が約3倍に増加(H26児童発達支援7ヶ所・放課後デイ8カ所→H29それぞれ21カ所・20カ所)

当該施策に影響のある分野別計画名称と計画期間、見直し方向性

計画名称	計画期間	見直し方向性(追加、削除、方向転換内容等)
子ども・子育て支援事業計画	H27～H31	○なし ●あり(国の基本指針等に基づき、量の見込みと提供体制をH29中間見直し。H32年度第2期施行)
第1期障がい児福祉計画	H30～H32	○なし ●あり(平成29年度に、第5期障がい福祉計画とともに一体的に第1期を策定中)

後期に向けての課題(法改正対応、指標値改善、社会環境変化への対応等)

- 出生数の改善、社会増による子どもの増加、子どもを取り巻く環境や女性の就労率向上等の社会情勢の変化などに柔軟に対応した子育て施策の展開が必要⇒
- ・地域における子育て支援体制の充実を目的とした、地域あそびのひろばのあり方の見直し(開設地域や運営等)
 - ・妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を目的とした子育て世代包括支援センター、市区町村子ども家庭支援拠点の開設(利用者支援事業の拡大、関係機関との連携体制の検討など)
 - ・小規模保育施設(0～2歳児)の増加による3歳児定員不足に係る保育の待機児童の解消対策の推進(事業所内保育施設、認定こども園等の設置検討など)
 - ・待機児童の緩和や、多様な保育ニーズの高まりへの対応充実(一時預かり事業の実施拡大等)
 - ・校区ごとの待機児童等の状況を踏まえた放課後児童クラブの運営のあり方(学校利用含む)の検討
 - ・関係機関の連携体制強化による、児童虐待の未然防止と早期対応の充実
 - ・障がい児支援の重層的な地域支援体制の充実を目的とした、市子ども発達支援センターとして中核的な機能のあり方について検討

■ まちづくり政策の展開項目見直し案

取組の基本方針について、現計画の評価、環境変化、課題を踏まえて、下記を見直し、赤字で記載ください。

- ① 取り組みの基本方針の名称変更
- ② (1)・・・についての名称(区分)についての「追加」「削除」「名称変更」
- ③ 展開項目の文章の加除(変更、追加部分を赤字で明示ください(見え消しにする必要はありません))

【見直し検討視点】

下記に該当がある場合は下記表の「見直し検討視点」に該当番号を記載(複数選択可)

番号	内容
①	まち・ひと・しごと総合戦略(地方創生)の内容が、本施策に該当しており、取組の基本方針として明示する
②	まち・ひと・しごと総合戦略(地方創生)の内容が、本施策に該当しているが、既存の取組方針に包含し、展開項目内の文章に明示
③	法改正に伴い、取組方針を新設、分割して明示する必要がある
④	法改正に伴い、取組方針の展開項目内の文章に明示
⑤	当該施策に影響の大きい分野別計画の方向性をもとに取組方針の構成を見直す
⑥	後期に向けた課題への対応として、取組方針を新設、分割、削除する
⑦	後期に向けた課題への対応を取組方針の展開項目内の文章に明示
⑧	その他
⑨	変更なし

取組の基本方針		見直し 検討視点	展開項目(改訂文章案) ※変更、追加部分を赤字で明示ください(見え消しにする必要はありません)
01 子育て環境の充実	(1)母子保健の充実	①⑤⑦	妊産婦、乳幼児の健康管理のため、健診や相談を通じて、母性の保護と子どもの健やかな成長を図ります。また、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を整えます。
	(2)地域子育て支援の充実	④⑦	子育ての負担を軽減するため、支援を必要とする子育て家庭に対して、関係機関が連携しながら切れ目のない支援の実施に努め、地域全体で子育てする環境づくりを進めます。また、親子が集える交流やあそびの場を提供し、子育てに関連する情報の提供や相談対応を充実することで、子育て世代の交流を促し、子育てに関する不安の解消に努めます。
	(3)未就学期児童への支援	⑦	未就学期の多様な子育てニーズに対応するため、良質な幼児教育や保育を受ける機会を提供するとともに、働きながら安心して子育てができる環境づくりを進めます。
	(4)学齢期児童への支援	⑤⑦	学齢期児童の健やかな成長を助長するため、児童の自主性を尊重した運営や地域の人たちとの交流等の放課後活動を推進します。また、児童が放課後を安心、安全に過ごすことができ、保護者が就業と子育てを両立できる放課後対策の推進に努めます。
	(5)療育支援の充実	⑤⑦	関係機関との連携体制の充実を図るとともに、子どもの発達に関する相談や通所による支援などを通じて、発達に関する不安を軽減し、早い時期から療育が受けられる体制の充実を進めます。

◇ まちづくり政策点検シート ◇

部局名	教育部	基本目標	未来のえべつを支える元気で情操豊かな子どもたちの育成をめざします
政策	06_子育て・教育	政策展開の方向性	子育て環境を充実させることにより、安心して子どもを産み育てられ、就業と子育ての両立もできるまちをつくります。 教育では、子どもたちが多様で変化の激しい社会を生き抜いていく力を養成することに主眼をおき、個性を尊重しつつ確かな学力の定着に努めます。安全で安心な教育環境の下で地域社会全体が連携し、次代を担う心身ともに健康な子どもたちを育てます。
施策名称	02 子どもの教育の充実		

Plan(現総合計画の内容)

■ 主な施策の内容

取組の基本方針		展開項目
02 子どもの教育の充実	(1)教育内容の充実	子どもたちが変化の激しい社会の中で生きていく力を身に付けるため、一人ひとりの個性に応じたきめ細やかな教育が受けられるようにします。 また、障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援が受けられるようにします。
	(2)健康教育の充実	望ましい生活習慣や食習慣を身に付けたり、運動に親しむことによって、健康の大切さを認識し、心身ともに健康な子どもたちを育成します。
	(3)開かれた学校づくり	学校、家庭、地域が連携・協力して、開かれ、信頼される学校づくりを進めることにより、地域全体で子どもたちを健やかに育てるようにします。
	(4)教育環境の充実	時代の変化に対応した特色ある教育活動の展開に対応するとともに、子どもたちにとって安全で快適な学習・生活環境を整えるため、学校施設・設備の整備充実に努めます。
	(5)心のケアの充実	青少年や保護者が悩みを相談する場を充実させるとともに、児童・生徒が抱える様々な問題の解決に向けた支援を進め、心身ともに健康な生活を送れるようにします。
	(6)青少年健全育成活動の充実	体験活動やボランティア活動などの地域教育を通じて、次代を担う青少年を社会全体で見守り、青少年の健全育成をめざします。

Do(現在までの取組)

■ 4年間(H26～H29)の主な取組(取り組んだ事業や仕組み化、組織化)

取組の基本方針		4年間(H26～H29)の主な取組
02 子どもの教育の充実	(1)教育内容の充実	・全小中学校への学習サポート教員の派遣 ・電子黒板を小中学校全学級に配置(H26) ・小学校全学年で外国語活動を実施(H27～) ・小中学校にデジタル教科書の導入(H28・H29) ・特別支援学級の新設 ・江別第一小学校に通級指導教室を開設(H29)
	(2)健康教育の充実	・学校における食育として「食に関する指導」の実施 ・全校で「食育弁当の日」を実施 ・大学と連携した朝運動プログラムの実施(文京台小) ・朝運動プログラムの出前授業の実施 ・走り方教室の実施(H27～)
	(3)開かれた学校づくり	・学校支援地域本部事業の取組として、学校支援ボランティアの全市的な派遣を実施 ・学校一斉公開の実施(年2回) ・江別型コミュニティ・スクールを全小中学校に導入(H29)
	(4)教育環境の充実	・江別太小学校及び江別第一中学校の改築校舎供用開始(H27) ・江別第一小学校開校、校舎完成(H28) ・小中学校の耐震化率100%達成(H28) ・教育扶助費では、新入学学用品費等の中学校入学前支給の実施(H28)、新たにPTA会費と生徒会費を支給項目に追加(H29)
	(5)心のケアの充実	・心の教室相談員やスクールカウンセラーを各学校に配置 ・スクールソーシャルワーカーを市教委に2名配置 ・不登校児童生徒を支援する「すぽっとケア事業」の開催日数の拡大(H28～ 週2日から週3日に拡大) ・情報モラル講演会を市内全中学校の生徒及び保護者向けに実施(H28～)
	(6)青少年健全育成活動の充実	・専任指導員・少年育成委員による巡回街頭指導、関係機関と連携した指導活動の実施。 ・市民と協働して青少年の健全育成活動を行う「江別市青少年のための市民会議」への活動費の補助。

Check(現在の評価)

取組の基本方針の達成度評価						達成度 ①～③
開始時点と現在の『成果』進捗 <small>※中間年(H30年度に向けた)達成見込み評価</small>		①向上 ②維持 ③低下				①
計画期間の『活動』進捗 (方向性) <small>※中間年(H30年度に向けた)達成見込み評価</small>		①方針どおり推進している。(課題なし・順調) ②総合計画策定後、方針に課題が生じている。 ③課題や環境変化により、取組が停滞している。				①
上記選択肢とした理由		(成果状況)所管する個別計画または重点事業の進捗状況を図る指標である「学校の授業が分かると答えた児童生徒の割合」は、総合計画開始時点の88.7%から、96.9%と8.2ポイント向上(9.2%の向上率)しています。 (原因/活動進捗)退職教員などの教員免許を持つ学習サポート教員を全小中学校に派遣することにより、チーム・ティーチングや少人数指導などのきめ細やかな学習指導のほか、放課後や長期休業を利用した補充的学習に取り組むことで、学力の定着が図られているものと考えられます。				
参考指標(施策展開方針計画書から転記)						
政策の成果指標	単位	(初期値)	H26年度	H27年度	H28年度	初期値伸率 H28時点
子育て環境が充実していると思う保護者の割合	%	44.6	39.2	43.2	45.7	2.5%
教育施策に満足している保護者の割合	%	78.0	84.1	83.3	89.8	15.1%
「生きる力」が身についた児童・生徒の割合	%	77.6	76.7	75.8	77.9	0.4%
各部が所管する個別計画または重点事業の進捗状況(担当部はW列参照)						
「学校教育基本計画」 学校の授業が分かると答えた児童生徒の割合	%	88.7	91.0	91.7	96.9	9.2%

Act(後期計画への見直し)

■環境変化

(1) 法改正 (法律名と施行年と主な内容)

法律・政令等名称	施行年	内容・影響
障害者差別解消法	H28	全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進する。
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正	H27 H29	平成27年度は、地方教育行政における責任の明確化や首長との連携強化のための改正。江別市教育委員会は、平成28年6月に新教育委員会制度へ移行。 平成29年度は、いわゆるコミュニティ・スクール導入を努力義務化に伴う改正。江別市教育委員会は、平成29年4月に市立全小中学校で学校運営委員会(コミュニティ・スクール)を設置。

(2) 法改正以外の道、市、市民等の動向(箇条書き)

当該施策に影響のある分野別計画名称と計画期間、見直し方向性

計画名称	計画期間	見直し方向性(追加、削除、方向転換内容等)
学校教育基本計画	H26～H30	○なし ●あり(将来的な課題を踏まえ、基本計画の見直しを検討)。
子どもの読書活動推進計画	H26～H30	○なし ●あり(成果向上策の検討)

後期に向けての課題(法改正対応、指標値改善、社会環境変化への対応等)

- ・安全・安心で、充実した教育活動が展開できる環境整備
- ・児童・生徒が抱える様々な問題の解決に向けた支援の充実

■ まちづくり政策の展開項目見直し案

取組の基本方針について、現計画の評価、環境変化、課題を踏まえて、下記を見直し、赤字で記載ください。

- ① 取り組みの基本方針の名称変更
- ② (1)・・・についての名称(区分)についての「追加」「削除」「名称変更」
- ③ 展開項目の文章の加除(変更、追加部分を赤字で明示ください(見え消しにする必要はありません))

【見直し検討視点】

下記に該当がある場合は下記表の「見直し検討視点」に該当番号を記載(複数選択可)

番号	内容
①	まち・ひと・しごと総合戦略(地方創生)の内容が、本施策に該当しており、取組の基本方針として明示する
②	まち・ひと・しごと総合戦略(地方創生)の内容が、本施策に該当しているが、既存の取組方針に包含し、展開項目内の文章に明示
③	法改正に伴い、取組方針を新設、分割して明示する必要がある
④	法改正に伴い、取組方針の展開項目内の文章に明示
⑤	当該施策に影響の大きい分野別計画の方向性をもとに取組方針の構成を見直す
⑥	後期に向けた課題への対応として、取組方針を新設、分割、削除する
⑦	後期に向けた課題への対応を取組方針の展開項目内の文章に明示
⑧	その他
⑨	変更なし

取組の基本方針		見直し 検討視点	展開項目(改訂文章案) ※変更、追加部分を赤字で明示ください(見え消しにする必要はありません)
02 子どもの教育の充実	(1)教育内容の充実	⑨	子どもたちが変化の激しい社会の中で生きていく力を身に付けるため、一人ひとりの個性に応じたきめ細やかな教育が受けられるようにします。 また、障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援が受けられるようにします。
	(2)健康教育の充実	⑨	望ましい生活習慣や食習慣を身に付けたり、運動に親しむことによって、健康の大切さを認識し、心身ともに健康な子どもたちを育成します。
	(3)開かれた学校づくり	⑨	学校、家庭、地域が連携・協力して、開かれ、信頼される学校づくりを進めることにより、地域全体で子どもたちを健やかに育てるようにします。
	(4)教育環境の充実	⑨	時代に変化に対応した特色ある教育活動の展開に対応するとともに、子どもたちにとって安全で快適な学習・生活環境を整えるため、学校施設・設備の整備充実に努めます。
	(5)心のケアの充実	⑨	青少年や保護者が悩みを相談する場を充実させるとともに、児童・生徒が抱える様々な問題の解決に向けた支援を進め、心身ともに健康な生活を送れるようにします。
	(6)青少年健全育成活動の充実	⑨	体験活動やボランティア活動などの地域教育を通じて、次代を担う青少年を社会全体で見守り、青少年の健全育成をめざします。

07 生涯學習・文化

◇ まちづくり政策点検シート ◇

部局名	教育部	基本目標	心の豊かさを実感できる成熟した生涯学習のまち・えべつの実現をめざします
政策	07_生涯学習・文化	政策展開の方向性	市民が生涯にわたって、学習・文化活動・スポーツを気軽に行える場を提供し、市民が心身ともに健やかで充実した生活を営めるようにします。また、長い歴史を持つれんが産業や文化・歴史遺産を通じて、市民のふるさと意識の醸成を図ります。
施策名称	01 生涯学習の充実		

Plan(現総合計画の内容)

■ 主な施策の内容

取組の基本方針		展開項目
01 生涯学習の充実	(1)社会教育関連施設の充実	公民館などの既存施設の整備や図書館資料の充実により、生涯学習に取り組む市民や団体により良い学習環境を提供します。
	(2)生涯学習支援体制の推進	生涯学習に関する情報の提供や支援を行い、自主的に生涯学習に取り組むことのできる環境づくりの促進を図ります。
	(3)生涯学習機会の充実	市民のニーズに配慮した多様な生涯学習機会を提供することにより、市民の学習意欲を喚起し、主体的な社会参画を促します。

Do(現在までの取組)

■ 4年間(H26～H29)の主な取組(取り組んだ事業や仕組み化、組織化)

取組の基本方針		4年間(H26～H29)の主な取組
01 生涯学習の充実	(1)社会教育関連施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館等の施設設備の定期点検・維持改修(中央・大麻公民館ボイラー更新(H26)、大麻公民館舞台音響設備改修(H27)等) ・江別太小学校において学校図書館地域開放事業を開始(H27) ・情報図書館コンピュータ学習室のパソコン機器等をリニューアル(H29)、各館の図書資料の整備
	(2)生涯学習支援体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習推進協議会ホームページのリニューアル(H28) ・生涯学習情報誌「ららら」の発行(H26～H29) ・社会教育関係団体に対する公民館等の使用料減免(H26～H29)
	(3)生涯学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習リレー講座の開催(H26～H29) ・高齢者学級「蒼樹大学」の開催(H26～H29) ・市内4大学等と連携した生涯学習講座「えべつ市民カレッジ」の開催、受講履歴に応じ学位授与する仕組みを整備。

Check(現在の評価)

取組の基本方針の達成度評価						達成度 ①～③
開始時点と現在の『成果』進捗 ※中間年(H30年度に向けた)達成見込み評価		①向上 ②維持 ③低下				③
計画期間の『活動』進捗 (方向性) ※中間年(H30年度に向けた)達成見込み評価		①方針どおり推進している。(課題なし・順調) ②総合計画策定後、方針に課題が生じている。 ③課題や環境変化により、取組が停滞している。				①
上記選択肢とした理由		(成果状況)政策の成果指標である「生涯学習を通じて心の豊かさを実感している市民割合」は、総合計画開始時点の33.2%から、24.4%と約9ポイント低下(26%の低下率)しています。(原因/活動進捗)社会教育総合計画の成果指標である「生涯学習の機会が充実していると思う市民割合」の実績値も約12ポイント低下(16%の低下率)しています。この原因は、様々な主体で取り組まれている生涯学習活動についての情報が、多くの市民に行き届いておらず、市民の参加につながりにくくなっているものと考えられます。				
参考指標(施策展開方針計画書から転記)						
政策の成果指標	単位	(初期値)	H26年度	H27年度	H28年度	初期値伸率 H28時点
生涯学習を通じて心の豊かさを実感している市民割合	%	33.2	28.6	28.5	24.4	-26.5%
文化・芸術活動に参加している市民割合	%	18.3	16.5	17.3	11.8	-35.5%
週1回以上スポーツ活動に親しむ市民割合	%	40.2	37.3	37.8	40.0	-0.5%
各部が所管する個別計画または重点事業の進捗状況(担当部はW列参照)						
「社会教育総合計画」 生涯学習の機会が充実していると思う市民割合	%	72.0	59.2	58.1	60.2	-16.4%

Act(後期計画への見直し)

■環境変化

(1) 法改正 (法律名と施行年と主な内容)

法律・政令等名称	施行年	内容・影響

(2) 法改正以外の道、市、市民等の動向(箇条書き)

- ・社会教育施設の老朽化
- ・市内の社会教育関係団体において、事務局担当者の担い手不足や高齢化の影響により活動の停滞化が見られる。

当該施策に影響のある分野別計画名称と計画期間、見直し方向性

計画名称	計画期間	見直し方向性(追加、削除、方向転換内容等)
江別市社会教育総合計画	H26～H30	○なし ●あり(成果向上策の検討)
子どもの読書活動推進計画	H26～H30	○なし ●あり(成果向上策の検討)

後期に向けての課題(法改正対応、指標値改善、社会環境変化への対応等)

- ・公民館等の計画的な維持改修・整備
- ・多様な広報媒体を通じた情報提供の充実
- ・社会教育関係団体が実施する事業への支援
- ・幅広い年齢層の市民を対象とした各種講座の開催

■ まちづくり政策の展開項目見直し案

取組の基本方針について、現計画の評価、環境変化、課題を踏まえて、下記を見直し、赤字で記載ください。

- ① 取り組みの基本方針の名称変更
- ② (1)・・・についての名称(区分)についての「追加」「削除」「名称変更」
- ③ 展開項目の文章の加除(変更、追加部分を赤字で明示ください(見え消しにする必要はありません))

【見直し検討視点】

下記に該当がある場合は下記表の「見直し検討視点」に該当番号を記載(複数選択可)

番号	内容
①	まち・ひと・しごと総合戦略(地方創生)の内容が、本施策に該当しており、取組の基本方針として明示する
②	まち・ひと・しごと総合戦略(地方創生)の内容が、本施策に該当しているが、既存の取組方針に包含し、展開項目内の文章に明示
③	法改正に伴い、取組方針を新設、分割して明示する必要がある
④	法改正に伴い、取組方針の展開項目内の文章に明示
⑤	当該施策に影響の大きい分野別計画の方向性をもとに取組方針の構成を見直す
⑥	後期に向けた課題への対応として、取組方針を新設、分割、削除する
⑦	後期に向けた課題への対応を取組方針の展開項目内の文章に明示
⑧	その他
⑨	変更なし

取組の基本方針		見直し 検討視点	展開項目(改訂文章案) ※変更、追加部分を赤字で明示ください(見え消しにする必要はありません)
01 生涯学習の充実	(1)社会教育関連施設の充実	⑨	公民館などの既存施設の整備や図書館資料の充実により、生涯学習に取り組む市民や団体により良い学習環境を提供します。
	(2)生涯学習支援体制の推進	⑨	生涯学習に関する情報の提供や支援を行い、自主的に生涯学習に取り組むことのできる環境づくりの促進を図ります。
	(3)生涯学習機会の充実	⑨	市民のニーズに配慮した多様な生涯学習機会を提供することにより、市民の学習意欲を喚起し、主体的な社会参画を促します。

◇ まちづくり政策点検シート ◇

部局名	経済部	基本目標	心の豊かさを実感できる成熟した生涯学習のまち・えべつの実現をめざします
政策	07_生涯学習・文化	政策展開の方向性	市民が生涯にわたって、学習・文化活動・スポーツを気軽に行える場を提供し、市民が心身ともに健やかで充実した生活を営めるようにします。また、長い歴史を持つれんが産業や文化・歴史遺産を通じて、市民のふるさと意識の醸成を図ります。
施策名称	02 ふるさと意識の醸成と地域文化の創造		

Plan(現総合計画の内容)

■ 主な施策の内容

取組の基本方針		展開項目
02 ふるさと意識の醸成と地域文化の創造	(1)文化・芸術活動の育成・支援	文化事業への補助や支援により、市民が質の高い芸術文化に親しむ機会を増やすとともに、幅広い文化・芸術活動の場を提供します。
	(2)文化・歴史遺産の保存と次世代への継承	江別市の文化財や歴史遺産を調査・保存するとともに、市民に知ってもらう取組を工夫し、後の世代に正しく継承し、活用します。
	(3)れんがの保存と活用	市内に点在するれんが建造物の保存活用を図り、街並みや生活空間にれんがを取り入れ、れんがに触れ親しむ機会を創ることにより、道内で唯一れんがを生産しているまちとしての市民意識の醸成を図ります。

Do(現在までの取組)

■ 4年間(H26～H29)の主な取組(取り組んだ事業や仕組み化、組織化)

取組の基本方針		4年間(H26～H29)の主な取組
02 ふるさと意識の醸成と地域文化の創造	(1)文化・芸術活動の育成・支援	
	(2)文化・歴史遺産の保存と次世代への継承	
	(3)れんがの保存と活用	旧ヒダ工場を保存・活用して、地元製品の販売やイベント開催などの機能を持つ商業施設(EBRI)としてオープンした。

Check(現在の評価)

取組の基本方針の達成度評価						達成度 ①～③
開始時点と現在の『成果』進捗 ※中間年(H30年度に向けた)達成見込み評価	①向上 ②維持 ③低下					①
計画期間の『活動』進捗 (方向性) ※中間年(H30年度に向けた)達成見込み評価	①方針どおり推進している。(課題なし・順調) ②総合計画策定後、方針に課題が生じている。 ③課題や環境変化により、取組が停滞している。					①
上記選択肢とした理由	平成28年3月にオープンしたEBRIは、平成28年度来場者数が43万人となり、多くの人を訪れている。					
参考指標(施策展開方針計画書から転記)						
政策の成果指標	単位	(初期値)	H26年度	H27年度	H28年度	初期値伸率 H28時点
生涯学習を通じて心の豊かさを実感している市民割合	%	33.2	28.6	28.5	24.4	-26.5%
文化・芸術活動に参加している市民割合	%	18.3	16.5	17.3	11.8	-35.5%
週1回以上スポーツ活動に親しむ市民割合	%	40.2	37.3	37.8	40.0	-0.5%
各部が所管する個別計画または重点事業の進捗状況(担当部はW列参照)						
「社会教育総合計画」 文化財や歴史遺産の活用により、個性豊かな文化が育っていると思う市民割合	%	45.1	30.1	38.3		
「歴史的れんが建造物保存活用事業」 歴史的れんが建造物の利活用件数	件	9	3	5		

Act(後期計画への見直し)

■環境変化

(1) 法改正 (法律名と施行年と主な内容)

法律・政令等名称	施行年	内容・影響

(2) 法改正以外の道、市、市民等の動向(箇条書き)

当該施策に影響のある分野別計画名称と計画期間、見直し方向性

計画名称	計画期間	見直し方向性(追加、削除、方向転換内容等)
		○なし ○あり()
		○なし ○あり()

後期に向けての課題(法改正対応、指標値改善、社会環境変化への対応等)

EBRIには多くの人を訪れているが、オープン効果にならないよう、数年後も人が訪れる取り組みが必要である。
--

■ まちづくり政策の展開項目見直し案

取組の基本方針について、現計画の評価、環境変化、課題を踏まえて、下記を見直し、赤字で記載ください。

- ① 取り組みの基本方針の名称変更
- ② (1)・・・についての名称(区分)についての「追加」「削除」「名称変更」
- ③ 展開項目の文章の加除(変更、追加部分を赤字で明示ください(見え消しにする必要はありません))

【見直し検討視点】

下記に該当がある場合は下記表の「見直し検討視点」に該当番号を記載(複数選択可)

番号	内容
①	まち・ひと・しごと総合戦略(地方創生)の内容が、本施策に該当しており、取組の基本方針として明示する
②	まち・ひと・しごと総合戦略(地方創生)の内容が、本施策に該当しているが、既存の取組方針に包含し、展開項目内の文章に明示
③	法改正に伴い、取組方針を新設、分割して明示する必要がある
④	法改正に伴い、取組方針の展開項目内の文章に明示
⑤	当該施策に影響の大きい分野別計画の方向性をもとに取組方針の構成を見直す
⑥	後期に向けた課題への対応として、取組方針を新設、分割、削除する
⑦	後期に向けた課題への対応を取組方針の展開項目内の文章に明示
⑧	その他
⑨	変更なし

取組の基本方針		見直し 検討視点	展開項目(改訂文章案) ※変更、追加部分を赤字で明示ください(見え消しにする必要はありません)
02 ふるさと意識の醸成と地域文化の創造	(1)文化・芸術活動の育成・支援		文化事業への補助や支援により、市民が質の高い芸術文化に親しむ機会を増やすとともに、幅広い文化・芸術活動の場を提供します。
	(2)文化・歴史遺産の保存と次世代への継承		江別市の文化財や歴史遺産を調査・保存するとともに、市民に知ってもらう取組を工夫し、後の世代に正しく継承し、活用します。
	(3)れんがの保存と活用	⑨	市内に点在するれんがが建造物の保存活用を図り、街並みや生活空間にれんがを取り入れ、れんがに触れ親しむ機会を創ることにより、道内で唯一れんがを生産しているまちとしての市民意識の醸成を図ります。

◇ まちづくり政策点検シート ◇

部局名	教育部	基本目標	心の豊かさを実感できる成熟した生涯学習のまち・えべつの実現をめざします
政策	07_生涯学習・文化	政策展開の方向性	市民が生涯にわたって、学習・文化活動・スポーツを気軽に行える場を提供し、市民が心身ともに健やかで充実した生活を営めるようにします。また、長い歴史を持つれんが産業や文化・歴史遺産を通じて、市民のふるさと意識の醸成を図ります。
施策名称	02 ふるさと意識の醸成と地域文化の創造		

Plan(現総合計画の内容)

■ 主な施策の内容

取組の基本方針		展開項目
02 ふるさと意識の醸成と地域文化の創造	(1)文化・芸術活動の育成・支援	文化事業への補助や支援により、市民が質の高い芸術文化に親しむ機会を増やすとともに、幅広い文化・芸術活動の場を提供します。
	(2)文化・歴史遺産の保存と次世代への継承	江別市の文化財や歴史遺産を調査・保存するとともに、市民に知ってもらう取組を工夫し、後の世代に正しく継承し、活用します。
	(3)れんがの保存と活用	市内に点在するれんが建造物の保存活用を図り、街並みや生活空間にれんがを取り入れ、れんがに触れ親しむ機会を創ることにより、道内で唯一れんがを生産しているまちとしての市民意識の醸成を図ります。

Do(現在までの取組)

■ 4年間(H26～H29)の主な取組(取り組んだ事業や仕組み化、組織化)

取組の基本方針		4年間(H26～H29)の主な取組
02 ふるさと意識の醸成と地域文化の創造	(1)文化・芸術活動の育成・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人江別市文化協会に対する支援(H26～H29)※加盟団体115・加盟会員数2,010人(H28) ・まちかどコンサートの開催(H26～H29、年2回) ・市民ミュージカルの公演(H28<3年に1度>) ・市民美術展受賞作品展の開催(H29<5年に1度>)
	(2)文化・歴史遺産の保存と次世代への継承	<ul style="list-style-type: none"> ・体験型事業等を通じて市民のふるさと学習を支援するとともに、展示施設や文化財の保存に努めた(H26～28) ・H28に旧岡田倉庫を江別市指定文化財に指定
	(3)れんがの保存と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・H27に旧ヒダ工場を民間事業者により魅力ある施設(EBRI)として再生・利活用 ・セラミックアートセンターに倒焰式角窯煙道の復元展示(H28)

Check(現在の評価)

取組の基本方針の達成度評価						達成度 ①～③
開始時点と現在の『成果』進捗 ※中間年(H30年度に向けた)達成見込み評価	①向上 ②維持 ③低下					③
計画期間の『活動』進捗 (方向性) ※中間年(H30年度に向けた)達成見込み評価	①方針どおり推進している。(課題なし・順調) ②総合計画策定後、方針に課題が生じている。 ③課題や環境変化により、取組が停滞している。					①
上記選択肢とした理由	(成果状況)政策の成果指標である「文化・芸術活動に参加している市民割合」は、総合計画開始時点の18.3%から、11.8%と約7ポイント低下(35%の低下率)しています。 (原因/活動進捗)社会教育総合計画の成果指標である「生涯学習の機会が充実していると思う市民割合」の実績値も約12ポイント低下(16%の低下率)しています。この原因は、文化協会をはじめ様々な主体で取り組まれている文化・芸術活動についての情報が、多くの市民に行き届いておらず、市民の評価に至らないものと考えられます。					
参考指標(施策展開方針計画書から転記)						
政策の成果指標	単位	(初期値)	H26年度	H27年度	H28年度	初期値伸率 H28時点
生涯学習を通じて心の豊かさを実感している市民割合	%	33.2	28.6	28.5	24.4	-26.5%
文化・芸術活動に参加している市民割合	%	18.3	16.5	17.3	11.8	-35.5%
週1回以上スポーツ活動に親しむ市民割合	%	40.2	37.3	37.8	40.0	-0.5%
各部が所管する個別計画または重点事業の進捗状況(担当部はW列参照)						
「社会教育総合計画」 文化財や歴史遺産の活用により、個性豊かな文化が育っていると思う市民割合	%	45.1	30.1	38.3	35.5	-21.3%
「歴史的れんが建造物保存活用事業」 歴史的れんが建造物の利活用件数	件	9	3	5	3	-66.7%

Act(後期計画への見直し)

■環境変化

(1) 法改正 (法律名と施行年と主な内容)		
法律・政令等名称	施行年	内容・影響
文化芸術振興基本法の一部改正	H29	文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むこと。文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用すること。
(2) 法改正以外の道、市、市民等の動向(箇条書き)		

当該施策に影響のある分野別計画名称と計画期間、見直し方向性

計画名称	計画期間	見直し方向性(追加、削除、方向転換内容等)
江別市社会教育総合計画	H26～H30	○なし ●あり(成果向上策の検討)
		○なし ○あり()

後期に向けての課題(法改正対応、指標値改善、社会環境変化への対応等)

- ・多様な広報媒体を活用した情報提供の充実
- ・活動団体の運営体制を整える支援

■ まちづくり政策の展開項目見直し案

取組の基本方針について、現計画の評価、環境変化、課題を踏まえて、下記を見直し、赤字で記載ください。

- ① 取り組みの基本方針の名称変更
- ② (1)・・・についての名称(区分)についての「追加」「削除」「名称変更」
- ③ 展開項目の文章の加除(変更、追加部分を赤字で明示ください(見え消しにする必要はありません))

【見直し検討視点】

下記に該当がある場合は下記表の「見直し検討視点」に該当番号を記載(複数選択可)

番号	内容
①	まち・ひと・しごと総合戦略(地方創生)の内容が、本施策に該当しており、取組の基本方針として明示する
②	まち・ひと・しごと総合戦略(地方創生)の内容が、本施策に該当しているが、既存の取組方針に包含し、展開項目内の文章に明示
③	法改正に伴い、取組方針を新設、分割して明示する必要がある
④	法改正に伴い、取組方針の展開項目内の文章に明示
⑤	当該施策に影響の大きい分野別計画の方向性をもとに取組方針の構成を見直す
⑥	後期に向けた課題への対応として、取組方針を新設、分割、削除する
⑦	後期に向けた課題への対応を取組方針の展開項目内の文章に明示
⑧	その他
⑨	変更なし

取組の基本方針		見直し 検討視点	展開項目(改訂文章案) ※変更、追加部分を赤字で明示ください(見え消しにする必要はありません)
02 ふるさと意識の醸成と地域文化の創造	(1)文化・芸術活動の育成・支援	⑨	文化事業への補助や支援により、市民が質の高い芸術文化に親しむ機会を増やすとともに、幅広い文化・芸術活動の場を提供します。
	(2)文化・歴史遺産の保存と次世代への継承	⑨	江別市の文化財や歴史遺産を調査・保存するとともに、市民に知ってもらい取組を工夫し、後の世代に正しく継承し、活用します。
	(3)れんがの保存と活用	⑨	市内に点在するれんがが建造物の保存活用を図り、街並みや生活空間にれんがを取り入れ、れんがに触れ親しむ機会を創ることにより、道内で唯一れんがを生産しているまちとしての市民意識の醸成を図ります。

◇ まちづくり政策点検シート ◇

部局名	教育部	基本目標	心の豊かさを実感できる成熟した生涯学習のまち・えべつの実現をめざします
政策	07_生涯学習・文化	政策展開の方向性	市民が生涯にわたって、学習・文化活動・スポーツを気軽に行える場を提供し、市民が心身ともに健やかで充実した生活を送れるようにします。また、長い歴史を持つれんが産業や文化・歴史遺産を通じて、市民のふるさと意識の醸成を図ります。
施策名称	03 市民スポーツ活動の充実		

Plan(現総合計画の内容)

■ 主な施策の内容

取組の基本方針		展開項目
03 市民 スポ ーツ 活 動 の 充 実	(1)スポーツ・レクリエーション機会の充実	スポーツ関連団体や体育施設等の施設管理者等との連携により、スポーツ・レクリエーション大会や講座の充実を図り、幅広い年齢層に対応したスポーツ・レクリエーション活動を提供します。
	(2)スポーツ・レクリエーション活動の育成・支援	地域スポーツ関連団体との連携により、指導者の養成を推進し、市民が行うスポーツ・レクリエーション活動の支援に努めます。
	(3)スポーツ・レクリエーション施設の充実	各種体育施設の計画的補修及び改修等を進め、その機能整備に努めるとともに、市内小中学校との連携により体育施設の活用を図るなど、市民の行うスポーツ・レクリエーション活動の環境を整備します。

Do(現在までの取組)

■ 4年間(H26～H29)の主な取組(取り組んだ事業や仕組み化、組織化)

取組の基本方針		4年間(H26～H29)の主な取組
03 市民 スポ ーツ 活 動 の 充 実	(1)スポーツ・レクリエーション機会の充実	・体育施設等の施設管理者等との連携により、生涯各期におけるスポーツ活動の機会提供と充実として、スポーツ教室はメニューの見直しなどを行い、より参加しやすい教室になるよう工夫したことから、安定した受講者数となっています。 ・4体育館の総利用者数は、トレーニング室において機器を充実したことや低料金で利用できること等が口コミで広がり、過去最多の利用人数となりました。
	(2)スポーツ・レクリエーション活動の育成・支援	・活動団体の活性化促進のため、体育協会やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ等に対し、指導者育成等の支援を行いました。 ・スポーツ推進委員を派遣して軽スポーツの指導・普及を行う軽スポーツ出前事業を実施し、気軽にスポーツに親しめる機会を提供しました。
	(3)スポーツ・レクリエーション施設の充実	・災害時の避難所としても重要な社会体育施設の計画的な改修(耐震化・長寿命化)として、H26に市民体育館耐震改修工事を実施し、H28とH29には大麻体育館の耐震改修工事を実施しました。 ・施設全般について、老朽化による施設修繕や備品の更新等の環境整備に努めました。

Check(現在の評価)

取組の基本方針の達成度評価						達成度 ①～③
開始時点と現在の『成果』進捗 <small>※中間年(H30年度に向けた)達成見込み評価</small>	①向上 ②維持 ③低下					③
計画期間の『活動』進捗 (方向性) <small>※中間年(H30年度に向けた)達成見込み評価</small>	①方針どおり推進している。(課題なし・順調) ②総合計画策定後、方針に課題が生じている。 ③課題や環境変化により、取組が停滞している。					①
上記選択肢とした理由	(成果状況)政策の成果指標である「週1回以上スポーツ活動に親しむ市民割合」は、総合計画開始時点から維持していますが、「スポーツ機会が充足していると思う市民割合」は低下しています。 (原因/活動状況)「スポーツ機会が充足していると思う市民割合」が低下している原因は、市民のスポーツに対する意識の高まりから、ニーズに対して機会が満たされていないと感じる市民が増えているものと思われます。					
参考指標(施策展開方針計画書から転記)						
政策の成果指標	単位	(初期値)	H26年度	H27年度	H28年度	初期値伸率 H28時点
生涯学習を通じて心の豊かさを実感している市民割合	%	33.2	28.6	28.5	24.4	-26.5%
文化・芸術活動に参加している市民割合	%	18.3	16.5	17.3	11.8	-35.5%
週1回以上スポーツ活動に親しむ市民割合	%	40.2	37.3	37.8	40.0	-0.5%
各部が所管する個別計画または重点事業の進捗状況(担当部はW列参照)						
「スポーツ推進計画」 スポーツ機会が充足していると思う市民割合	%	76.5	61.3	57.6	61.6	-19.5%

Act(後期計画への見直し)

■環境変化

(1) 法改正 (法律名と施行年と主な内容)		
法律・政令等名称	施行年	内容・影響
(2) 法改正以外の道、市、市民等の動向(箇条書き)		
<ul style="list-style-type: none"> ・第2期スポーツ基本計画の策定(H29～H33) ・2019ラグビーワールドカップ開催 ・2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催 		

当該施策に影響のある分野別計画名称と計画期間、見直し方向性

計画名称	計画期間	見直し方向性(追加、削除、方向転換内容等)
江別市スポーツ推進計画	H26～H30	○なし ●あり(成果向上策の検討)
		○なし ○あり()

後期に向けての課題(法改正対応、指標値改善、社会環境変化への対応等)

<p>・市内スポーツ関係施設は、いずれも老朽化が進んできており、耐震化等と併せて延命措置を講じてきているが、引き続き改修整備が必要な現状にある。特に、青年センターは、プール・研修棟が築45年、体育館棟が築46年を経過しており、老朽化が著しく、長寿命化も困難な状況となっている。これらのことから、民間や北海道の施設を含めた市全体の活用のある方を整理し、市民ニーズへの対応や健康づくりのための施設整備の観点で、施設の統廃合や機能的集約を進めていくことが課題となっている。</p>

■ まちづくり政策の展開項目見直し案

取組の基本方針について、現計画の評価、環境変化、課題を踏まえて、下記を見直し、赤字で記載ください。

- ① 取り組みの基本方針の名称変更
- ② (1)・・・についての名称(区分)についての「追加」「削除」「名称変更」
- ③ 展開項目の文章の加除(変更、追加部分を赤字で明示ください(見え消しにする必要はありません))

【見直し検討視点】

下記に該当がある場合は下記表の「見直し検討視点」に該当番号を記載(複数選択可)

元里
1

番号	内容
①	まち・ひと・しごと総合戦略(地方創生)の内容が、本施策に該当しており、取組の基本方針として明示する
②	まち・ひと・しごと総合戦略(地方創生)の内容が、本施策に該当しているが、既存の取組方針に包含し、展開項目内の文章に明示
③	法改正に伴い、取組方針を新設、分割して明示する必要がある
④	法改正に伴い、取組方針の展開項目内の文章に明示
⑤	当該施策に影響の大きい分野別計画の方向性をもとに取組方針の構成を見直す
⑥	後期に向けた課題への対応として、取組方針を新設、分割、削除する
⑦	後期に向けた課題への対応を取組方針の展開項目内の文章に明示
⑧	その他
⑨	変更なし

取組の基本方針		見直し 検討視点	展開項目(改訂文章案) ※変更、追加部分を赤字で明示ください(見え消しにする必要はありません)
03 市民スポーツ活動の充実	(1)スポーツ・レクリエーション機会の充実	⑦	スポーツ関連団体や体育施設等の施設管理者等との連携により、スポーツ・レクリエーション大会や講座の充実を図り、幅広い年齢層に対応したスポーツ・レクリエーション活動を提供します。 また、スポーツ合宿誘致に取り組み、合宿参加選手との交流を通して、市民スポーツ推進を図ります。
	(2)スポーツ・レクリエーション活動の育成・支援	⑨	地域スポーツ関連団体との連携により、指導者の養成を推進し、市民が行うスポーツ・レクリエーション活動の支援に努めます。
	(3)スポーツ・レクリエーション施設の充実	⑨	各種体育施設の計画的補修及び改修等を進め、その機能整備に努めるとともに、市内小中学校との連携により体育施設の活用を図るなど、市民の行うスポーツ・レクリエーション活動の環境を整備します。

08 協働

◇ まちづくり政策点検シート ◇

部局名	総務部	基本目標	市民や各種団体など多様な主体が、協働でまちづくりに取り組むべつをめざします
政策	08_協働	政策展開の方向性	江別市自治基本条例の理念に基づき、市政への市民参加を進めるとともに、市民、自治会、市民活動団体、企業、大学などの各種団体と連携して魅力ある協働のまちづくりを推進します。また、グローバルな視点に立ち、人材・団体の育成を進め、在住外国人とも協力し合うなど、国際交流を推進します。
施策名称	01 協働のまちづくりの推進		

Plan(現総合計画の内容)

■ 主な施策の内容

取組の基本方針		展開項目
01 協働のまちづくりの推進	(1)江別市自治基本条例の普及・啓発	市民及び市が、それぞれの役割と責務を理解してまちづくりを進めていけるよう、江別市自治基本条例の普及・啓発を行います。
	(2)市政への市民参加の拡大	江別市自治基本条例の理念にのっとり、より良いまちづくりを行うため、常に市民ニーズに合った手法を工夫するなど、市民参加の仕組みを整備し、市政への市民参加の拡大に努めます。
	(3)コミュニティ活動の推進と相互連携	自治会との連携の下、市民の自治会活動に対する参加意識を促進し、地域住民の協働意識と連帯感を高め、コミュニティ活動を活発にします。
	(4)市民活動の推進と相互連携	市民主体によるまちづくりの推進をめざし、NPOやボランティア団体などによる市民活動を推進するとともに、団体と行政が相互に連携しながら、市民協働によるまちづくりを進めます。
	(5)大学との連携によるまちづくりの推進	「江別市・大学・江別商工会議所による包括連携・協力に関する協定書」に基づき、大学それぞれの得意分野を活かし、様々な分野で連携しながらまちづくりや地域課題の解決に取り組めます。
	(6)友好都市等との交流の推進	友好都市である土佐市と教育・文化・経済・防災など様々な分野での交流を通じ、両市の親善を深め、地域の振興・活性化を推進します。

Do(現在までの取組)

■ 4年間(H26～H29)の主な取組(取り組んだ事業や仕組み化、組織化)

取組の基本方針		4年間(H26～H29)の主な取組
01 協働のまちづくりの推進	(1)江別市自治基本条例の普及・啓発	
	(2)市政への市民参加の拡大	
	(3)コミュニティ活動の推進と相互連携	
	(4)市民活動の推進と相互連携	
	(5)大学との連携によるまちづくりの推進	【江別市市内大学等インターンシップ事業】 将来、市や市内企業等で活躍する人材を育成することを目的に、市内大学の学生を市の各部署に受け入れ(年10名程度)、8月から10月までのうち実働30日間の就業体験学習を実施しています。
	(6)友好都市等との交流の推進	

Check(現在の評価)

取組の基本方針の達成度評価						達成度 ①～③
開始時点と現在の『成果』進捗 <small>※中間年(H30年度に向けた)達成見込み評価</small>	①向上 ②維持 ③低下					②
計画期間の『活動』進捗 (方向性) <small>※中間年(H30年度に向けた)達成見込み評価</small>	①方針どおり推進している。(課題なし・順調) ②総合計画策定後、方針に課題が生じている。 ③課題や環境変化により、取組が停滞している。					①
上記選択肢とした理由	各部署における就業体験実習や共通実習(研修等)をとおして、職業意識の向上や市政の理解促進のほか、社会に出てから通用する実践力を養成しており、事後アンケートでは、毎回高い割合で、将来、市内で就職したいと思うと答えている。また、今年度から、より効果的な事業になるよう、江別市の特色や魅力を伝えるための市内見学を実施している。					
参考指標(施策展開方針計画書から転記)						
政策の成果指標	単位	(初期値)	H26年度	H27年度	H28年度	初期値伸率 H28時点
協働によるまちづくりが進んでいると思う市民割合	%	23.1	21.7	24.4	23.6	2.2%
お互いの文化や価値観を理解し、外国人と交流できる市民割合	%	42.7	51.5	52.3	49.2	15.2%
各部署が所管する個別計画または重点事業の進捗状況(担当部署はW列参照)						
「大学連携調査研究助成事業」 「大学連携学生地域活動支援事業」 補助事業本数	件	6	9	11		
「自治基本条例啓発事業」 自治基本条例の認知度	%	38.7	34.7	34.7		
「市民協働推進事業」 市民協働推進事業で実施した協働事業数	件	10	11	10		
「自治会活動等支援事業」 えべつ地域活動運営セミナーへの参加者数	人	—	30	23		—

Act(後期計画への見直し)

■環境変化

(1) 法改正 (法律名と施行年と主な内容)		
法律・政令等名称	施行年	内容・影響
(2) 法改正以外の道、市、市民等の動向(箇条書き)		

当該施策に影響のある分野別計画名称と計画期間、見直し方向性		
計画名称	計画期間	見直し方向性(追加、削除、方向転換内容等)
		○なし ○あり()
		○なし ○あり()

後期に向けての課題(法改正対応、指標値改善、社会環境変化への対応等)

■ まちづくり政策の展開項目見直し案

取組の基本方針について、現計画の評価、環境変化、課題を踏まえて、下記を見直し、赤字で記載ください。

- ① 取り組みの基本方針の名称変更
- ② (1)・・・についての名称(区分)についての「追加」「削除」「名称変更」
- ③ 展開項目の文章の加除(変更、追加部分を赤字で明示ください(見え消しにする必要はありません))

【見直し検討視点】

下記に該当がある場合は下記表の「見直し検討視点」に該当番号を記載(複数選択可)

番号	内容
①	まち・ひと・しごと総合戦略(地方創生)の内容が、本施策に該当しており、取組の基本方針として明示する
②	まち・ひと・しごと総合戦略(地方創生)の内容が、本施策に該当しているが、既存の取組方針に包含し、展開項目内の文章に明示
③	法改正に伴い、取組方針を新設、分割して明示する必要がある
④	法改正に伴い、取組方針の展開項目内の文章に明示
⑤	当該施策に影響の大きい分野別計画の方向性をもとに取組方針の構成を見直す
⑥	後期に向けた課題への対応として、取組方針を新設、分割、削除する
⑦	後期に向けた課題への対応を取組方針の展開項目内の文章に明示
⑧	その他
⑨	変更なし

取組の基本方針		見直し 検討視点	展開項目(改訂文章案) ※変更、追加部分を赤字で明示ください(見え消しにする必要はありません)
01 協働のまちづくりの推進	(1)江別市自治基本条例の普及・啓発		市民及び市が、それぞれの役割と責務を理解してまちづくりを進めていけるよう、江別市自治基本条例の普及・啓発を行います。
	(2)市政への市民参加の拡大		江別市自治基本条例の理念にのっとり、より良いまちづくりを行うため、常に市民ニーズに合った手法を工夫するなど、市民参加の仕組みを整備し、市政への市民参加の拡大に努めます。
	(3)コミュニティ活動の推進と相互連携		自治会との連携の下、市民の自治会活動に対する参加意識を促進し、地域住民の協働意識と連帯感を高め、コミュニティ活動を活発にします。
	(4)市民活動の推進と相互連携		市民主体によるまちづくりの推進をめざし、NPOやボランティア団体などによる市民活動を推進するとともに、団体と行政が相互に連携しながら、市民協働によるまちづくりを進めます。
	(5)大学との連携によるまちづくりの推進	⑨	「江別市・大学・江別商工会議所による包括連携・協力に関する協定書」に基づき、大学それぞれの得意分野を活かし、様々な分野で連携しながらまちづくりや地域課題の解決に取り組めます。
	(6)友好都市等との交流の推進		友好都市である土佐市と教育・文化・経済・防災など様々な分野での交流を通じ、両市の親善を深め、地域の振興・活性化を推進します。

◇ まちづくり政策点検シート ◇

部局名	企画政策部	基本目標	市民や各種団体など多様な主体が、協働でまちづくりに取り組むえつをめざします
政策	08_協働	政策展開の方向性	江別市自治基本条例の理念に基づき、市政への市民参加を進めるとともに、市民、自治会、市民活動団体、企業、大学などの各種団体と連携して魅力ある協働のまちづくりを推進します。また、グローバルな視点に立ち、人材・団体の育成を進め、在住外国人とも協力し合うなど、国際交流を推進します。
施策名称	01 協働のまちづくりの推進		

Plan(現総合計画の内容)

■ 主な施策の内容

取組の基本方針		展開項目
01 協働のまちづくりの推進	(1)江別市自治基本条例の普及・啓発	市民及び市が、それぞれの役割と責務を理解してまちづくりを進めていけるよう、江別市自治基本条例の普及・啓発を行います。
	(2)市政への市民参加の拡大	江別市自治基本条例の理念にのっとり、より良いまちづくりを行うため、常に市民ニーズに合った手法を工夫するなど、市民参加の仕組みを整備し、市政への市民参加の拡大に努めます。
	(3)コミュニティ活動の推進と相互連携	自治会との連携の下、市民の自治会活動に対する参加意識を促進し、地域住民の協働意識と連帯感を高め、コミュニティ活動を活発にします。
	(4)市民活動の推進と相互連携	市民主体によるまちづくりの推進をめざし、NPOやボランティア団体などによる市民活動を推進するとともに、団体と行政が相互に連携しながら、市民協働によるまちづくりを進めます。
	(5)大学との連携によるまちづくりの推進	「江別市・大学・江別商工会議所による包括連携・協力に関する協定書」に基づき、大学それぞれの得意分野を活かし、様々な分野で連携しながらまちづくりや地域課題の解決に取り組めます。
	(6)友好都市等との交流の推進	友好都市である土佐市と教育・文化・経済・防災など様々な分野での交流を通じ、両市の親善を深め、地域の振興・活性化を推進します。

Do(現在までの取組)

■ 4年間(H26~H29)の主な取組(取り組んだ事業や仕組み化、組織化)

取組の基本方針		4年間(H26~H29)の主な取組
01 協働のまちづくりの推進	(1)江別市自治基本条例の普及・啓発	
	(2)市政への市民参加の拡大	
	(3)コミュニティ活動の推進と相互連携	
	(4)市民活動の推進と相互連携	
	(5)大学との連携によるまちづくりの推進	・市内大学の教員が地域や企業等を対象に、出前講座を実施するためのコーディネートを行う事業を開始(H26) ・市内大学の学生を対象に、地域活動への参加をコーディネートする仕組み(ジモ×ガク)を構築し、事業を開始(H27)。 H28は市内で延482人の学生が地域活動に参加。
	(6)友好都市等との交流の推進	

Check(現在の評価)

取組の基本方針の達成度評価						達成度 ①～③
開始時点と現在の『成果』進捗 ※中間年(H30年度に向けた)達成見込み評価		①向上 ②維持 ③低下				①
計画期間の『活動』進捗 (方向性) ※中間年(H30年度に向けた)達成見込み評価		①方針どおり推進している。(課題なし・順調) ②総合計画策定後、方針に課題が生じている。 ③課題や環境変化により、取組が停滞している。				①
上記選択肢とした理由		大学連携に関する補助事業については、補助事業件数が83.3%増と順調に伸びている。				
参考指標(施策展開方針計画書から転記)						
政策の成果指標	単位	(初期値)	H26年度	H27年度	H28年度	初期値伸率 H28時点
協働によるまちづくりが進んでいると思う市民割合	%	23.1	21.7	24.4	23.6	2.2%
お互いの文化や価値観を理解し、外国人と交流できる市民割合	%	42.7	51.5	52.3	49.2	15.2%
各部署が所管する個別計画または重点事業の進捗状況(担当部はW列参照)						
「大学連携調査研究助成事業」 「大学連携学生地域活動支援事業」 補助事業本数	件	6	9	11	11	83.3%
「自治基本条例啓発事業」 自治基本条例の認知度	%	38.7	34.7	34.7		
「市民協働推進事業」 市民協働推進事業で実施した協働事業数	件	10	11	10		
「自治会活動等支援事業」 えべつ地域活動運営セミナーへの参加者数	人	—	30	23		—

Act(後期計画への見直し)

■環境変化

(1) 法改正 (法律名と施行年と主な内容)		
法律・政令等名称	施行年	内容・影響
(2) 法改正以外の道、市、市民等の動向(箇条書き)		

当該施策に影響のある分野別計画名称と計画期間、見直し方向性

計画名称	計画期間	見直し方向性(追加、削除、方向転換内容等)
江別市まち・ひと・しごと創生総合戦略	H27～H31	●なし ○あり()
		○なし ○あり()

後期に向けての課題(法改正対応、指標値改善、社会環境変化への対応等)

補助事業の政策等への反映手法
©一般社団法人日本能率協会

■ まちづくり政策の展開項目見直し案

取組の基本方針について、現計画の評価、環境変化、課題を踏まえて、下記を見直し、赤字で記載ください。

- ① 取り組みの基本方針の名称変更
- ② (1)・・・についての名称(区分)についての「追加」「削除」「名称変更」
- ③ 展開項目の文章の加除(変更、追加部分を赤字で明示ください(見え消しにする必要はありません))

【見直し検討視点】

下記に該当がある場合は下記表の「見直し検討視点」に該当番号を記載(複数選択可)

番号	内容
①	まち・ひと・しごと総合戦略(地方創生)の内容が、本施策に該当しており、取組の基本方針として明示する
②	まち・ひと・しごと総合戦略(地方創生)の内容が、本施策に該当しているが、既存の取組方針に包含し、展開項目内の文章に明示
③	法改正に伴い、取組方針を新設、分割して明示する必要がある
④	法改正に伴い、取組方針の展開項目内の文章に明示
⑤	当該施策に影響の大きい分野別計画の方向性をもとに取組方針の構成を見直す
⑥	後期に向けた課題への対応として、取組方針を新設、分割、削除する
⑦	後期に向けた課題への対応を取組方針の展開項目内の文章に明示
⑧	その他
⑨	変更なし

取組の基本方針	見直し 検討視点	展開項目(改訂文章案) ※変更、追加部分を赤字で明示ください(見え消しにする必要はありません)
01 協働のまちづくりの推進	(1)江別市自治基本条例の普及・啓発	市民及び市が、それぞれの役割と責務を理解してまちづくりを進めていけるよう、江別市自治基本条例の普及・啓発を行います。
	(2)市政への市民参加の拡大	江別市自治基本条例の理念にのっとり、より良いまちづくりを行うため、常に市民ニーズに合った手法を工夫するなど、市民参加の仕組みを整備し、市政への市民参加の拡大に努めます。
	(3)コミュニティ活動の推進と相互連携	自治会との連携の下、市民の自治会活動に対する参加意識を促進し、地域住民の協働意識と連帯感を高め、コミュニティ活動を活発にします。
	(4)市民活動の推進と相互連携	市民主体によるまちづくりの推進をめざし、NPOやボランティア団体などによる市民活動を推進するとともに、団体と行政が相互に連携しながら、市民協働によるまちづくりを進めます。
	(5)大学との連携によるまちづくりの推進	⑨ 「江別市・大学・江別商工会議所による包括連携・協力に関する協定書」に基づき、大学それぞれの得意分野を活かし、様々な分野で連携しながらまちづくりや地域課題の解決に取り組みます。
	(6)友好都市等との交流の推進	友好都市である土佐市と教育・文化・経済・防災など様々な分野での交流を通じ、両市の親善を深め、地域の振興・活性化を推進します。

◇ まちづくり政策点検シート ◇

部局名	生活環境部	基本目標	市民や各種団体など多様な主体が、協働でまちづくりに取り組むえつをめざします
政策	08_協働	政策展開の方向性	江別市自治基本条例の理念に基づき、市政への市民参加を進めるとともに、市民、自治会、市民活動団体、企業、大学などの各種団体と連携して魅力ある協働のまちづくりを推進します。また、グローバルな視点に立ち、人材・団体の育成を進め、在住外国人とも協力し合うなど、国際交流を推進します。
施策名称	01 協働のまちづくりの推進		

Plan(現総合計画の内容)

■ 主な施策の内容

取組の基本方針		展開項目
01 協働のまちづくりの推進	(1)江別市自治基本条例の普及・啓発	市民及び市が、それぞれの役割と責務を理解してまちづくりを進めていけるよう、江別市自治基本条例の普及・啓発を行います。
	(2)市政への市民参加の拡大	江別市自治基本条例の理念にのっとり、より良いまちづくりを行うため、常に市民ニーズに合った手法を工夫するなど、市民参加の仕組みを整備し、市政への市民参加の拡大に努めます。
	(3)コミュニティ活動の推進と相互連携	自治会との連携の下、市民の自治会活動に対する参加意識を促進し、地域住民の協働意識と連帯感を高め、コミュニティ活動を活発にします。
	(4)市民活動の推進と相互連携	市民主体によるまちづくりの推進をめざし、NPOやボランティア団体などによる市民活動を推進するとともに、団体と行政が相互に連携しながら、市民協働によるまちづくりを進めます。
	(5)大学との連携によるまちづくりの推進	「江別市・大学・江別商工会議所による包括連携・協力に関する協定書」に基づき、大学それぞれの得意分野を活かし、様々な分野で連携しながらまちづくりや地域課題の解決に取り組めます。
	(6)友好都市等との交流の推進	友好都市である土佐市と教育・文化・経済・防災など様々な分野での交流を通じ、両市の親善を深め、地域の振興・活性化を推進します。

Do(現在までの取組)

■ 4年間(H26～H29)の主な取組(取り組んだ事業や仕組み化、組織化)

取組の基本方針		4年間(H26～H29)の主な取組
01 協働のまちづくりの推進	(1)江別市自治基本条例の普及・啓発	H26から、小学生を対象に自治基本条例に掲げる「協働」の意識啓発を目的とした出前講座を実施した。H28からは新たに中学生も対象としたが、条例の認知度はほぼ横ばいで推移している。 ・H29に、市内4大学の学生と協働で、条例の啓発リーフレットを作成した。
	(2)市政への市民参加の拡大	・H27に、まちづくりへの市民参加を推進するための手続きを定めた江別市市民参加条例を制定・施行した。
	(3)コミュニティ活動の推進と相互連携	・H26から、自治会役員の高齢化や担い手不足の解消のため、次を担う人材の発掘、育成につなげることを目的として、地域活動運営セミナーを開催した。 ・H28に、自治会活動での女性の活躍を支援するため、女性対象セミナーを開催した。
	(4)市民活動の推進と相互連携	・市民活動団体の行う公益的な活動に対して補助する協働のまちづくり活動支援事業を、H25以前に引き続き実施。H26～H29の応募事業総数は29事業であり、H22～H25の22事業と比較して増加している。
	(5)大学との連携によるまちづくりの推進	
	(6)友好都市等との交流の推進	

Check(現在の評価)

取組の基本方針の達成度評価		達成度 ①～③				
開始時点と現在の『 成果 』進捗 <small>※中間年(H30年度に向けた)達成見込み評価</small>	①向上 ②維持 ③低下	②				
計画期間の『 活動 』進捗 (方向性) <small>※中間年(H30年度に向けた)達成見込み評価</small>	①方針どおり推進している。(課題なし・順調) ②総合計画策定後、方針に課題が生じている。 ③課題や環境変化により、取組が停滞している。	③				
上記選択肢とした理由	(成果状況)政策の指標である「協働によるまちづくりが進んでいると思う市民割合」は、総合計画開始時点の23.1%から、23.6%と0.5ポイント向上(2.2%の向上率)しています。 (原因/活動進捗)「自治基本条例の認知度」は、総合計画開始時点の38.7%から、32.7%と6.0ポイント低下(初期値伸率-15.5%)していますが、近年はほぼ横ばいで推移しています。小中学生を対象に「協働」の意識啓発を行っているものの、自治基本条例の認知度向上には時間がかかることから、引き続き効果的な啓発を行っていきます。 「セミナー参加者数」はえべつ地域活動運営セミナーへの参加者数は横ばいですが、H28に女性対象セミナーを開催したため、その分参加者数が増加しています。					
政策の成果指標	単位	(初期値)	H26年度	H27年度	H28年度	初期値伸率 H28時点
協働によるまちづくりが進んでいると思う市民割合	%	23.1	21.7	24.4	23.6	2.2%
お互いの文化や価値観を理解し、外国人と交流できる市民割合	%	42.7	51.5	52.3	49.2	15.2%
各部署が所管する個別計画または重点事業の進捗状況(担当部署はW列参照)						
「大学連携調査研究助成事業」 「大学連携学生地域活動支援事業」 補助事業本数	件	6	9	11		
「自治基本条例啓発事業」 自治基本条例の認知度	%	38.7	34.7	34.7	32.7	-15.5%
「市民協働推進事業」 市民協働推進事業で実施した協働事業数	件	10	11	10	10	0.0%
「自治会活動等支援事業」 えべつ地域活動運営セミナーへの参加者数	人	—	30	23	74	—

Act(後期計画への見直し)

■環境変化

(1) 法改正 (法律名と施行年と主な内容)		
法律・政令等名称	施行年	内容・影響
(2) 法改正以外の道、市、市民等の動向(箇条書き)		
<ul style="list-style-type: none"> ・江別市自治基本条例の見直し検討(H28) ・江別市市民参加条例制定・施行(H27) ・市の指定NPO法人制度導入(H26～) ・道から、NPO法人の設立認証等に関する事務の権限移譲の依頼(H25以前から) 		

当該施策に影響のある分野別計画名称と計画期間、見直し方向性

計画名称	計画期間	見直し方向性(追加、削除、方向転換内容等)
		○なし ○あり()
		○なし ○あり()

後期に向けての課題(法改正対応、指標値改善、社会環境変化への対応等)

- ・自治基本条例の認知度を向上させるための取り組み
- ・市民活動団体を支援する協働のまちづくり活動支援事業の充実に向けた取り組み
- ・自治会活動を支援するセミナー参加者を増加させるための取り組み

■ まちづくり政策の展開項目見直し案

取組の基本方針について、現計画の評価、環境変化、課題を踏まえて、下記を見直し、赤字で記載ください。

- ① 取り組みの基本方針の名称変更
- ② (1)・・・についての名称(区分)についての「追加」「削除」「名称変更」
- ③ 展開項目の文章の加除(変更、追加部分を赤字で明示ください(見え消しにする必要はありません))

【見直し検討視点】

下記に該当がある場合は下記表の「見直し検討視点」に該当番号を記載(複数選択可)

番号	内容
①	まち・ひと・しごと総合戦略(地方創生)の内容が、本施策に該当しており、取組の基本方針として明示する
②	まち・ひと・しごと総合戦略(地方創生)の内容が、本施策に該当しているが、既存の取組方針に包含し、展開項目内の文章に明示
③	法改正に伴い、取組方針を新設、分割して明示する必要がある
④	法改正に伴い、取組方針の展開項目内の文章に明示
⑤	当該施策に影響の大きい分野別計画の方向性をもとに取組方針の構成を見直す
⑥	後期に向けた課題への対応として、取組方針を新設、分割、削除する
⑦	後期に向けた課題への対応を取組方針の展開項目内の文章に明示
⑧	その他
⑨	変更なし

取組の基本方針	見直し検討視点	展開項目(改訂文章案) ※変更、追加部分を赤字で明示ください(見え消しにする必要はありません)
01 協働のまちづくりの推進	(1)江別市自治基本条例の普及・啓発	⑨ 市民及び市が、それぞれの役割と責務を理解してまちづくりを進めていけるよう、江別市自治基本条例の普及・啓発を行います。
	(2)市政への市民参加の拡大	⑦ 江別市自治基本条例の理念にのっとり、より良いまちづくりを行うため、 市民参加条例に基づき 、常に市民ニーズに合った手法を工夫するなど、市政への市民参加の拡大に努めます。
	(3)コミュニティ活動の推進と相互連携	⑨ 自治会との連携の下、市民の自治会活動に対する参加意識を促進し、地域住民の協働意識と連帯感を高め、コミュニティ活動を活発にします。
	(4)市民活動の推進と相互連携	⑨ 市民主体によるまちづくりの推進をめざし、NPOやボランティア団体などによる市民活動を推進するとともに、団体と行政が相互に連携しながら、市民協働によるまちづくりを進めます。
	(5)大学との連携によるまちづくりの推進	「江別市・大学・江別商工会議所による包括連携・協力に関する協定書」に基づき、大学それぞれの得意分野を活かし、様々な分野で連携しながらまちづくりや地域課題の解決に取り組みます。
	(6)友好都市等との交流の推進	友好都市である土佐市と教育・文化・経済・防災など様々な分野での交流を通じ、両市の親善を深め、地域の振興・活性化を推進します。

◇ まちづくり政策点検シート ◇

部局名	教育部	基本目標	市民や各種団体など多様な主体が、協働でまちづくりに取り組むえつをめざします
政策	08_協働	政策展開の方向性	江別市自治基本条例の理念に基づき、市政への市民参加を進めるとともに、市民、自治会、市民活動団体、企業、大学などの各種団体と連携して魅力ある協働のまちづくりを推進します。また、グローバルな視点に立ち、人材・団体の育成を進め、在住外国人とも協力し合うなど、国際交流を推進します。
施策名称	01 協働のまちづくりの推進		

Plan(現総合計画の内容)

■ 主な施策の内容

取組の基本方針		展開項目
01 協働のまちづくりの推進	(1)江別市自治基本条例の普及・啓発	市民及び市が、それぞれの役割と責務を理解してまちづくりを進めていけるよう、江別市自治基本条例の普及・啓発を行います。
	(2)市政への市民参加の拡大	江別市自治基本条例の理念にのっとり、より良いまちづくりを行うため、常に市民ニーズに合った手法を工夫するなど、市民参加の仕組みを整備し、市政への市民参加の拡大に努めます。
	(3)コミュニティ活動の推進と相互連携	自治会との連携の下、市民の自治会活動に対する参加意識を促進し、地域住民の協働意識と連帯感を高め、コミュニティ活動を活発にします。
	(4)市民活動の推進と相互連携	市民主体によるまちづくりの推進をめざし、NPOやボランティア団体などによる市民活動を推進するとともに、団体と行政が相互に連携しながら、市民協働によるまちづくりを進めます。
	(5)大学との連携によるまちづくりの推進	「江別市・大学・江別商工会議所による包括連携・協力に関する協定書」に基づき、大学それぞれの得意分野を活かし、様々な分野で連携しながらまちづくりや地域課題の解決に取り組めます。
	(6)友好都市等との交流の推進	友好都市である土佐市と教育・文化・経済・防災など様々な分野での交流を通じ、両市の親善を深め、地域の振興・活性化を推進します。

Do(現在までの取組)

■ 4年間(H26～H29)の主な取組(取り組んだ事業や仕組み化、組織化)

取組の基本方針		4年間(H26～H29)の主な取組
01 協働のまちづくりの推進	(1)江別市自治基本条例の普及・啓発	
	(2)市政への市民参加の拡大	
	(3)コミュニティ活動の推進と相互連携	
	(4)市民活動の推進と相互連携	
	(5)大学との連携によるまちづくりの推進	・市内4大学との連携協働により、充実した学習の場として「ふるさと江別塾」を開催(H26～H29) ・「ふるさと江別塾」に加え、各大学で開催している市民公開講座と連携し、それらの講座を「えつ市民カレッジ」と位置付けて総合的に市民へ提供(H26～H29)、市民の参加意欲向上のため、受講履歴を記録できるカレッジ手帳を希望者に発行(H27～H29)
	(6)友好都市等との交流の推進	平成28年度まで土佐市への派遣が13名に対し、土佐市からの受入が16名と不均衡な状態だったが、平成29年度から派遣を16名に増員し、均衡をとるとともに、交流の更なる促進を図る。

Check(現在の評価)

取組の基本方針の達成度評価						達成度 ①～③
開始時点と現在の『 成果 』進捗 <small>※中間年(H30年度に向けた)達成見込み評価</small>	①向上 ②維持 ③低下					①
計画期間の『 活動 』進捗 (方向性) <small>※中間年(H30年度に向けた)達成見込み評価</small>	①方針どおり推進している。(課題なし・順調) ②総合計画策定後、方針に課題が生じている。 ③課題や環境変化により、取組が停滞している。					①
上記選択肢とした理由	(成果状況)政策の成果指標である「協働によるまちづくりが進んでいると思う」市民割合は、総合計画開始時点の値を概ね維持しています。 (原因/活動進捗)(5)近年の「ふるさと江別塾」参加者数は、総合計画開始時点を上回る水準で推移しており、市民カレッジの登録者数もH27の開始以来順調に伸びてきています。 (6)訪問団による交流は安定して継続しており、友好都市との交流推進の役割を果たしています。また、交流した児童、生徒の満足度は事後の聞き取りからも高く、成果は上がっています。					
参考指標(施策展開方針計画書から転記)						
政策の成果指標	単位	(初期値)	H26年度	H27年度	H28年度	初期値伸率 H28時点
協働によるまちづくりが進んでいると思う市民割合	%	23.1	21.7	24.4	23.6	2.2%
お互いの文化や価値観を理解し、外国人と交流できる市民割合	%	42.7	51.5	52.3	49.2	15.2%
各部が所管する個別計画または重点事業の進捗状況(担当部はW列参照)						
「大学連携調査研究助成事業」 「大学連携学生地域活動支援事業」 補助事業本数	件	6	9	11		
「自治基本条例啓発事業」 自治基本条例の認知度	%	38.7	34.7	34.7		
「市民協働推進事業」 市民協働推進事業で実施した協働事業数	件	10	11	10		
「自治会活動等支援事業」 えべつ地域活動運営セミナーへの参加者数	人	—	30	23		—

■環境変化

(1) 法改正 (法律名と施行年と主な内容)

法律・政令等名称	施行年	内容・影響

(2) 法改正以外の道、市、市民等の動向(箇条書き)

・市民カレッジ登録者数の増(H27:105名→H29.8現在:487名)

当該施策に影響のある分野別計画名称と計画期間、見直し方向性

計画名称	計画期間	見直し方向性(追加、削除、方向転換内容等)
		○なし ○あり()
		○なし ○あり()

後期に向けての課題(法改正対応、指標値改善、社会環境変化への対応等)

市内4大学との連携協力による「ふるさと江別塾」の継続
ふるさと江別塾及び各大学の市民公開講座との連携による「えべつ市民カレッジ」の推進

■ まちづくり政策の展開項目見直し案

取組の基本方針について、現計画の評価、環境変化、課題を踏まえて、下記を見直し、赤字で記載ください。

- ① 取り組みの基本方針の名称変更
- ② (1)・・・についての名称(区分)についての「追加」「削除」「名称変更」
- ③ 展開項目の文章の加除(変更、追加部分を赤字で明示ください(見え消しにする必要はありません))

【見直し検討視点】

下記に該当がある場合は下記表の「見直し検討視点」に該当番号を記載(複数選択可)

番号	内容
①	まち・ひと・しごと総合戦略(地方創生)の内容が、本施策に該当しており、取組の基本方針として明示する
②	まち・ひと・しごと総合戦略(地方創生)の内容が、本施策に該当しているが、既存の取組方針に包含し、展開項目内の文章に明示
③	法改正に伴い、取組方針を新設、分割して明示する必要がある
④	法改正に伴い、取組方針の展開項目内の文章に明示
⑤	当該施策に影響の大きい分野別計画の方向性をもとに取組方針の構成を見直す
⑥	後期に向けた課題への対応として、取組方針を新設、分割、削除する
⑦	後期に向けた課題への対応を取組方針の展開項目内の文章に明示
⑧	その他
⑨	変更なし

取組の基本方針		見直し 検討視点	展開項目(改訂文章案) ※変更、追加部分を赤字で明示ください(見え消しにする必要はありません)
01 協働の まちづくりの 推進	(1)江別市自治基本条例の普及・啓発		市民及び市が、それぞれの役割と責務を理解してまちづくりを進めていけるよう、江別市自治基本条例の普及・啓発を行います。
	(2)市政への市民参加の拡大		江別市自治基本条例の理念にのっとり、より良いまちづくりを行うため、常に市民ニーズに合った手法を工夫するなど、市民参加の仕組みを整備し、市政への市民参加の拡大に努めます。
	(3)コミュニティ活動の推進と相互連携		自治会との連携の下、市民の自治会活動に対する参加意識を促進し、地域住民の協働意識と連帯感を高め、コミュニティ活動を活発にします。
	(4)市民活動の推進と相互連携		市民主体によるまちづくりの推進をめざし、NPOやボランティア団体などによる市民活動を推進するとともに、団体と行政が相互に連携しながら、市民協働によるまちづくりを進めます。
	(5)大学との連携によるまちづくりの推進	⑨	「江別市・大学・江別商工会議所による包括連携・協力に関する協定書」に基づき、大学それぞれの得意分野を活かし、様々な分野で連携しながらまちづくりや地域課題の解決に取り組めます。
	(6)友好都市等との交流の推進	⑨	友好都市である土佐市と教育・文化・経済・防災など様々な分野での交流を通じ、両市の親善を深め、地域の振興・活性化を推進します。

◇ まちづくり政策点検シート ◇

部局名	企画政策部	基本目標	市民や各種団体など多様な主体が、協働でまちづくりに取り組むえつをめざします
政策	08_協働	政策展開の方向性	江別市自治基本条例の理念に基づき、市政への市民参加を進めるとともに、市民、自治会、市民活動団体、企業、大学などの各種団体と連携して魅力ある協働のまちづくりを推進します。また、グローバルな視点に立ち、人材・団体の育成を進め、在住外国人とも協力し合うなど、国際交流を推進します。
施策名称	02 国際交流の推進		

Plan(現総合計画の内容)

■ 主な施策の内容

取組の基本方針		展開項目
02 国際交流の推進	(1)人材・団体の育成	外国人と良好なコミュニケーションを図り、国際交流の架け橋となる人材や国際交流に積極的に関わっている団体の育成を促進することにより、国際交流を推進します。
	(2)国際理解の推進	姉妹都市であるグレシャム市との交流活動や、市民や各種団体が行っている国際交流活動などにより、市民に外国の異文化に触れる機会を持ってもらうことで、市民の国際理解の推進に努めます。
	(3)在住外国人への情報提供の充実	市内在住の外国人が生活する上で、必要な情報を提供し、言葉や生活習慣が異なる環境においても、安心して快適に暮らせるまちづくりを進めます。

Do(現在までの取組)

■ 4年間(H26～H29)の主な取組(取り組んだ事業や仕組み化、組織化)

取組の基本方針		4年間(H26～H29)の主な取組
02 国際交流の推進	(1)人材・団体の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流員が中心となり、国際センターでの新たなイベント等を実施 ・H27に国際センター、自治会、企業と協力し、外国人(中国人)研修生への日本語教室開設 ・H28に「Iぼこあぼこと」の共同事業として「幼児向け英語体験」開始
	(2)国際理解の推進	子どもたちの国際交流理解向上を推進することを目的とした姉妹都市グレシャム市との中高生相互交流事業を、市内中学校、高校の協力を得て継続実施
	(3)在住外国人への情報提供の充実	・H26の市ホームページリニューアルに合わせ、英語・中国語への翻訳システム導入、国際交流に関わるページの見直し

Check(現在の評価)

取組の基本方針の達成度評価						達成度 ①～③
開始時点と現在の『成果』進捗 <small>※中間年(H30年度に向けた)達成見込み評価</small>		①向上 ②維持 ③低下				①
計画期間の『活動』進捗 (方向性) <small>※中間年(H30年度に向けた)達成見込み評価</small>		①方針どおり推進している。(課題なし・順調) ②総合計画策定後、方針に課題が生じている。 ③課題や環境変化により、取組が停滞している。				①
上記選択肢とした理由		(成果状況)政策の成果指標である「お互いの文化や価値観を理解し、外国人と交流できる市民の割合」は、総合計画開始時点から6.5ポイント向上(約15%の向上率)しています。 (原因/活動進捗)国際交流員が中心となり、国際センターでの「冬の集い」や、ぽこあぼこの共同イベント「幼児向け英語体験」などを継続して実施したことにより、成果指標である地域国際化のための講座・イベント等の参加者数が大きく増加しました。こうした取り組みもあり「外国人と交流できる市民割合」の向上に繋がったと思われます。				
参考指標(施策展開方針計画書から転記)						
政策の成果指標	単位	(初期値)	H26年度	H27年度	H28年度	初期値伸率 H28時点
協働によるまちづくりが進んでいると思う市民割合	%	23.1	21.7	24.4	23.6	2.2%
お互いの文化や価値観を理解し、外国人と交流できる市民割合	%	42.7	51.5	52.3	49.2	15.2%
各部署が所管する個別計画または重点事業の進捗状況(担当部はW列参照)						
「国際交流情報提供事業」 国際交流員が携わった地域国際化のための講座・イベント等の参加者数	人	895	964	1,096	1,207	34.9%

Act(後期計画への見直し)

■環境変化

(1) 法改正 (法律名と施行年と主な内容)

法律・政令等名称	施行年	内容・影響

(2) 法改正以外の道、市、市民等の動向(箇条書き)

- ・平成24年7月に商業施設内に国際センターが移転(市民活動センターと併設となる)
- ・平成28年12月、国際センターとなり「子育て広場・ぽこあぼこ」が開設

当該施策に影響のある分野別計画名称と計画期間、見直し方向性

計画名称	計画期間	見直し方向性(追加、削除、方向転換内容等)
		○なし ○あり()
		○なし ○あり()

後期に向けての課題(法改正対応、指標値改善、社会環境変化への対応等)

- ・市内在住外国人数は微増:H25年393人→H29年423人
- ・企業が受入する外国人研修生の増加(東南アジア地域)
- ・2019ワールドカップラグビー、2020東京オリンピック・パラリンピック合宿誘致推進

■ まちづくり政策の展開項目見直し案

取組の基本方針について、現計画の評価、環境変化、課題を踏まえて、下記を見直し、赤字で記載ください。

- ① 取り組みの基本方針の名称変更
- ② (1)・・・についての名称(区分)についての「追加」「削除」「名称変更」
- ③ 展開項目の文章の加除(変更、追加部分を赤字で明示ください(見え消しにする必要はありません))

【見直し検討視点】

下記に該当がある場合は下記表の「見直し検討視点」に該当番号を記載(複数選択可)

番号	内容
①	まち・ひと・しごと総合戦略(地方創生)の内容が、本施策に該当しており、取組の基本方針として明示する
②	まち・ひと・しごと総合戦略(地方創生)の内容が、本施策に該当しているが、既存の取組方針に包含し、展開項目内の文章に明示
③	法改正に伴い、取組方針を新設、分割して明示する必要がある
④	法改正に伴い、取組方針の展開項目内の文章に明示
⑤	当該施策に影響の大きい分野別計画の方向性をもとに取組方針の構成を見直す
⑥	後期に向けた課題への対応として、取組方針を新設、分割、削除する
⑦	後期に向けた課題への対応を取組方針の展開項目内の文章に明示
⑧	その他
⑨	変更なし

取組の基本方針		見直し 検討視点	展開項目(改訂文章案) ※変更、追加部分を赤字で明示ください(見え消しにする必要はありません)
0 2 国際 交流 の 推 進	(1)人材・団体の育成	⑨	外国人と良好なコミュニケーションを図り、国際交流の架け橋となる人材や国際交流に積極的に関わっている団体の育成を促進することにより、国際交流を推進します。
	(2)国際理解の推進	⑨	姉妹都市であるグレンシャム市との交流活動や、市民や各種団体が行っている国際交流活動などにより、市民に外国の異文化に触れる機会を持ってもらうことで、市民の国際理解の推進に努めます。
	(3)在住外国人への情報提供の充実	⑨	市内在住の外国人が生活する上で、必要な情報を提供し、言葉や生活習慣が異なる環境においても、安心して快適に暮らせるまちづくりを進めます。

◇ まちづくり政策点検シート ◇

部局名	教育部	基本目標	市民や各種団体など多様な主体が、協働でまちづくりに取り組むえつづをめざします
政策	08_協働	政策展開の方向性	江別市自治基本条例の理念に基づき、市政への市民参加を進めるとともに、市民、自治会、市民活動団体、企業、大学などの各種団体と連携して魅力ある協働のまちづくりを推進します。また、グローバルな視点に立ち、人材・団体の育成を進め、在住外国人とも協力し合うなど、国際交流を推進します。
施策名称	02 国際交流の推進		

Plan(現総合計画の内容)

■ 主な施策の内容

取組の基本方針		展開項目
02 国際交流の推進	(1)人材・団体の育成	外国人と良好なコミュニケーションを図り、国際交流の架け橋となる人材や国際交流に積極的に関わっている団体の育成を促進することにより、国際交流を推進します。
	(2)国際理解の推進	姉妹都市であるグresham市との交流活動や、市民や各種団体が行っている国際交流活動などにより、市民に外国の異文化に触れる機会を持ってもらうことで、市民の国際理解の推進に努めます。
	(3)在住外国人への情報提供の充実	市内在住の外国人が生活する上で、必要な情報を提供し、言葉や生活習慣が異なる環境においても、安心して快適に暮らせるまちづくりを進めます。

Do(現在までの取組)

■ 4年間(H26～H29)の主な取組(取り組んだ事業や仕組み化、組織化)

取組の基本方針		4年間(H26～H29)の主な取組
02 国際交流の推進	(1)人材・団体の育成	
	(2)国際理解の推進	(中学生国際交流事業) ・事前・事後研修の実施(10回程度) ・歴史、文化等を再認識するための見学研修の実施 ・学校授業体験による同世代との学習、交流の実施
	(3)在住外国人への情報提供の充実	

Check(現在の評価)

取組の基本方針の達成度評価						達成度 ①～③
開始時点と現在の『成果』進捗 <small>※中間年(H30年度に向けた)達成見込み評価</small>	①向上 ②維持 ③低下					①
計画期間の『活動』進捗 (方向性) <small>※中間年(H30年度に向けた)達成見込み評価</small>	①方針どおり推進している。(課題なし・順調) ②総合計画策定後、方針に課題が生じている。 ③課題や環境変化により、取組が停滞している。					①
上記選択肢とした理由	中学生国際交流事業は、安定した相互訪問を実施できており、姉妹都市との交流に大きく貢献しています。					
参考指標(施策展開方針計画書から転記)						
政策の成果指標	単位	(初期値)	H26年度	H27年度	H28年度	初期値伸率 H28時点
協働によるまちづくりが進んでいると思う市民割合	%	23.1	21.7	24.4	23.6	2.2%
お互いの文化や価値観を理解し、外国人と交流できる市民割合	%	42.7	51.5	52.3	49.2	15.2%
各部署が所管する個別計画または重点事業の進捗状況(担当部はW列参照)						
「国際交流情報提供事業」 国際交流員が携わった地域国際化のための講座・イベント等の参加者数	人	895	964	1,096		

Act(後期計画への見直し)

■環境変化

(1) 法改正 (法律名と施行年と主な内容)		
法律・政令等名称	施行年	内容・影響
(2) 法改正以外の道、市、市民等の動向(箇条書き)		

当該施策に影響のある分野別計画名称と計画期間、見直し方向性

計画名称	計画期間	見直し方向性(追加、削除、方向転換内容等)
		○なし ○あり()
		○なし ○あり()

後期に向けての課題(法改正対応、指標値改善、社会環境変化への対応等)

--

■ まちづくり政策の展開項目見直し案

取組の基本方針について、現計画の評価、環境変化、課題を踏まえて、下記を見直し、赤字で記載ください。

- ① 取り組みの基本方針の名称変更
- ② (1)・・・についての名称(区分)についての「追加」「削除」「名称変更」
- ③ 展開項目の文章の加除(変更、追加部分を赤字で明示ください(見え消しにする必要はありません))

【見直し検討視点】

下記に該当がある場合は下記表の「見直し検討視点」に該当番号を記載(複数選択可)

番号	内容
①	まち・ひと・しごと総合戦略(地方創生)の内容が、本施策に該当しており、取組の基本方針として明示する
②	まち・ひと・しごと総合戦略(地方創生)の内容が、本施策に該当しているが、既存の取組方針に包含し、展開項目内の文章に明示
③	法改正に伴い、取組方針を新設、分割して明示する必要がある
④	法改正に伴い、取組方針の展開項目内の文章に明示
⑤	当該施策に影響の大きい分野別計画の方向性をもとに取組方針の構成を見直す
⑥	後期に向けた課題への対応として、取組方針を新設、分割、削除する
⑦	後期に向けた課題への対応を取組方針の展開項目内の文章に明示
⑧	その他
⑨	変更なし

取組の基本方針		見直し 検討視点	展開項目(改訂文章案) ※変更、追加部分を赤字で明示ください(見え消しにする必要はありません)
0 2 国際 交流 の 推 進	(1)人材・団体の育成		外国人と良好なコミュニケーションを図り、国際交流の架け橋となる人材や国際交流に積極的に関わっている団体の育成を促進することにより、国際交流を推進します。
	(2)国際理解の推進	⑨	姉妹都市であるグレンシャム市との交流活動や、市民や各種団体が行っている国際交流活動などにより、市民に外国の異文化に触れる機会を持ってもらうことで、市民の国際理解の推進に努めます。
	(3)在住外国人への情報提供の充実		市内在住の外国人が生活する上で、必要な情報を提供し、言葉や生活習慣が異なる環境においても、安心して快適に暮らせるまちづくりを進めます。

